

観光地・観光産業における人材不足対策事業

計画申請の提出手引き

特設Webサイトからの手順

観光地・観光産業における人材不足対策事業 事務局

- 01. 特設Webサイトへのアクセス
- 02. 公募要領の確認
- 03. 計画申請の提出までの手順
- 04. 計画申請の書類準備
- 05. 参加申込フォーム
- 06. 申請マイページへのログイン
- 07. 計画申請の提出
- 08. 計画審査結果の通知
- 09. よくある質問

01. 特設Webサイトへのアクセス

01. 特設Webサイトへのアクセス

Step |

- 観光地・観光産業における人材不足対策事業
 特設Webサイト https://kanko-jinzai.go.jp/ ヘアクセスしてください。
- 特設Webサイトには、公募要領や必要な申請書類、補助対象となる具体例、申請フローやFAQなどが記載されているため、内容をよくご確認ください。



02. 公募要領の確認

02. 公募要領の確認

Step |

- 公募要領には公募全体の進め方、経費対象となる内容や計画申請に必要な書類等の要点が記載されているため、よくご確認ください。公募要領は特設Webサイトよりダウンロード可能です。
- **■** 公募のポイントは、特設Webサイトに掲載の動画でもご紹介予定です。



03. 計画申請の提出までの手順

03. 計画申請の提出までの手順



以下が計画申請の提出、計画審査までの流れになります。詳細手順を次ページ以降の04~07章でご説明します。





参加申込フォーム



計画申請



計画審査



交付審査へ

特設Webサイトから 公募要領と計画申請 様式をダウンロード し、計画申請に必要 な書類準備を進めて ください。 計画申請書類の準備 が完了したら、特設 Webサイトの参加申 込フォームに必要項 目を入力し申し込み を行ってください。 フォーム送信後に事 務局から送付される メールの指示に従っ てマイページへログ インし、計画申請を 提出してください。

申請を受けて、公募 締切日の翌営業日よ り事務局が計画審査 を開始します。審査 完了後に審査結果を お知らせします。 計画審査の結果、採 択となった場合は交 付申請の手続に移り ます。交付申請につ いては別途お知らせ します。

04. 計画申請の書類準備

04. 計画申請の書類準備



1. 以下の様式が含まれるExcelファイル(計画申請様式)を 特設Webサイトよりダウンロードしてください。

【様式1】事業計画書 ※様式1の内容はフォームに直接入力いただきますので書類の提出は不要です。準備資料としてご活用ください。

【様式2】費用積算書

【任意様式】設備等導入前の写真

【任意様式】有価証券報告書・心のバリアフリー制度認定証



このボタンを押すと ファイルがダウンロードされます。

04. 計画申請の書類準備



- 2. Step1でダウンロードした計画申請様式の作成、各種証跡や見積書等その他申請書類の 準備をしてください。詳細は公募要領の「提出書類」の項目を必ずご確認ください。
 - ※その他申請書類の例:旅館業法の許可証の写し/宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度に登録されている、または登録申請中である証跡/地域(DMO、地方公共団体等)と連携した取組が把握できる資料/見積書・相見積書/カタログ等/その他、申請内容を補足する参考資料



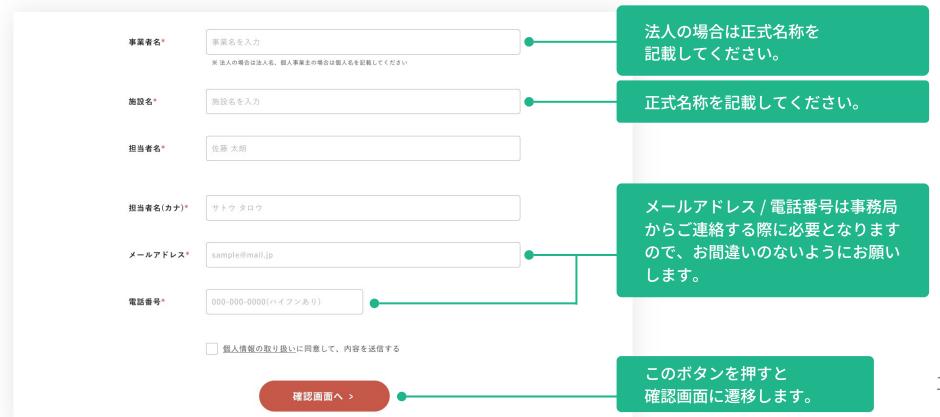


1. 計画申請様式の作成、その他申請書類の準備が完了したら、特設Webサイトの参加申込フォームへアクセスしてください。





- 2. 参加申込フォームより、以下の必須項目を入力し、フォーム下部の「確認画面へ」を クリックしてください。(Step3の確認画面に進みます)
 - **■** 1回の申請で1施設まで申請が可能です。(例えば3施設分申請を行う場合には、3回に分けて申請を行ってください。)





3. 確認画面で入力内容を確認し、「申し込む」をクリックしてください。 これで参加申込は完了です。



TOP > 参加申込フォーム > 入力確認



4. Step3の参加申込フォームの送信後、入力いただいたメールアドレス宛に計画申請の ご案内をお送りします。お送りするメールの内容に従って、引き続き申請手続を行ってください。(06章 申請マイページへのログイン に進みます。)

万が一、メールが届かない場合には、特設Webサイトのお問い合わせフォーム、またはお電話にてお問い合わせください。

■ 参加申込フォームの送信だけでは計画申請は終わりではありません。公募期間終了までに、申請マイページより計画申請の提出が必要です。



06. 申請マイページへのログイン

06. 申請マイページへのログイン

Step |

- 1. 05章Step4で受信した計画申請のご案内メールの内容に従って、計画申請の手続きを お願いします。
- 観光地・観光産業における人材不足対策事業 特設Webサイト https://kanko-jinzai.go.jp/ ヘアクセスしてください。



06. 申請マイページへのログイン

Step **Step**

3. 特設Webサイト上部右の「マイページ」をクリックすると、マイページのログイン画 面が表示されます。

計画申請のご案内のメールに記載されたユーザー名・パスワードを入力し、 マイページヘログインしてください。

人材不足対策事業



07. 計画申請の提出 ※手順および注意事項

Step |

- マイページへのログイン後、計画申請の申請内容の入力、書類の添付を行い、計画申請を 提出するまでの流れは以下のとおりです。次々ページ以降で詳細手順をご説明いたします。
 - ※事前に特設Webサイトから公募要領と各種計画申請様式をダウンロードし、申請に必要な書類準備を進めたうえで、計画申請の手続きへお進みください。



※各申請フォーム(STEP)においては、画面下に以下のボタンが表示されます。 入力内容、提出ファイルに問題がない場合は「一時保存して次へすすむ」をクリックし、 各STEPに従い入力を進めてください。なお、STEP5では、「提出」ボタンをクリック いただくことで、計画申請の提出が完了いたします。



07. 計画申請の提出 ※手順および注意事項

Step |

- 申請フォームの入力や提出書類の添付において、STEP5の提出を行わずに途中で中断された場合は、申請内容が一時保存されています。
 - 一時保存されている申請は、後述の申請一覧(P.28参照)に表示されますので、申請一覧より、審査ステータスが【未提出】となっている申請番号(青字)を クリックいただき、続きの申請内容の入力、書類の添付を行って、提出をお願いいたします。
 - ※各申請画面において、「一時保存して次へすすむ」をクリックされていない場合は、 該当画面の入力内容は保存されていません

Step |

 マイページにログインし、「計画申請を新規申請する」ボタンをクリックの上、 計画申請の申請フォームへお進みください。



このボク

このボタンを押すと計画申請 フォームが表示されます。

計画申請を申請する方は、以下の「計画申請を新規申請する」をクリックして新規申

請を行ってください。



2. 申請フォーム:STEP1 『実施主体、施設情報の入力』 【様式1】事業計画書 宿泊施設の 「①実施主体」「②施設情報」について、

フォームに従って入力してください。

観光庁 令和5年度ポストコロナを見起えた受入環境整備促進事業補助金 観光地・観光産業における人材不足対策事業 ○一般事業者さん 計画申請フォーム STEP1 STEP2 STEP3 STEP4 STEP5 STEP6 事業目的、事 添付書類の登 同意事項の確 入力内容の確 提出完了 業内容の入力 認・提出 実施主体、施設情報の入力 画面上部に表示するSTEP1からSTEP6に合わせて各項目を入力し申請してください。確認後、担当者よりご連絡させていた だきます。 この画面は「STEP1 実施主体、施設情報の入力」となります。 ※1回の申込みで1施設まで申請が可能です。(例:3施設分申込みを行う場合は、3回に分けてフォームを入力してください) ①実施主体の入力 事業者名 🚳 代表者名(役職) 🚳



3. 申請フォーム:STEP2 『事業目的、事業内容の入力』 【様式1】事業計画書 宿泊施設の 「③事業目的」「④事業内容」について、 フォームに従って入力してください。





4. 申請フォーム:STEP3 『添付書類の登録』

公募要領及び画面上の案内に従い、計画申請に必要な書類の添付を行ってください。

- ※添付ファイルの容量は1ファイルあたり200MBが上限となります。また、添付可能なファイル数の 上限は10ファイルとなります。
- ※ファイルはPDF・Word・Excel・JPEG・PNG形式のものを提出いただけます。Zipファイルでの ご提出はできるだけ行わず、個別のファイルとして提出をお願いします。



Step |

5. 申請フォーム:STEP4 『同意事項の確認』

内容を確認いただき、画面下部の 「□以上のとおり相違ないことを宣誓します。」に チェックを入れ、次の画面にお進みください。



以上のとおり相違ないことを宣誓します。

Step |

6. 申請フォーム:STEP5 『入力内容の確認・提出』

申請内容について確認いただき、画面下部の「提出」ボタンをクリックいただくことで、提出が完了します。



▶ 提出



7. 申請フォーム:STEP6 『提出完了』

システムより提出書類受領のメールが送信されます。 続けて、他の施設を申請される場合は、画面下部の「マイページにもどる」から、 追加の申請を行ってください。



マイベージにもどる

Step |

申請済みの内容は、マイページから確認をいただくことができます。マイページにログイン後、申請一覧の申請番号(青字)をクリックすることで、各計画申請の内容、提出ファイルを確認いただくことができます。

申請一覧

(申請内容の確認)

• すでに計画申請、交付申請などを申請済みの方で申請内容を確認する場合は「申 請番号」をクリックしてください。

(一時保存された未提出の申請の再編集)

• 申請の途中で入力をやめた方は「申請の状況」が「一次保存中」となっている申 請の申請番号をクリックすると編集できます。

(事務局からの申請修正依頼の再提出)

• 申請の修正を行う方は「審査ステータス」が「申請修正依頼」となっている「申 請番号」をクリックしてください。

申請と審査に係る項目	内容
申請のフェーズ	計画申請
施設名	テスト施設名
申請番号	K00034
申請の状況	提出済み
審査ステータス	申請中
申請日	令和6年05月07日

申請番号をクリックすると、 申請内容の確認画面が表示されます

Step |

申請内容について、修正や追加の書類提出のご依頼がある場合は、事務局からメールまたはお電話にてご連絡させていただきます。

前述の申請一覧より、審査ステータスが【申請修正依頼】となっている申請番号(青字)を クリックいただくと、申請内容の修正や書類提出を行うことができます。

※申請済みの内容については、事務局にて修正をお願いさせていただいている箇所のみ、 ご自身で修正が可能です。追加書類についても同様となります。

08. 計画審査結果の通知

08. 計画審査結果の通知

Step |

- 公募締切日の翌営業日より計画審査を開始します。
- 公募締切以降に審査を行い、審査完了後に事務局より一括して審査結果を メールで通知します。
 - 申請書類の不備や未提出等がある場合、事務局より再提出のご依頼をいたしますので、 迅速なご対応をお願いします。
 - ※計画審査開始前でも、提出いただいたタイミングから順次ご連絡します。
 - 再提出があった場合、計画審査開始後にすべての申請書類が揃った時点から審査 開始となります。
 - 個別の審査結果についてはお答えできません。
 - **■** 応募状況等により、審査結果通知のスケジュールは前後する可能性がございます。
- 計画採択となりました事業者様につきましては、交付申請にお進みいただきます。詳細は、計画採択の通知メールにてご案内させていただきます。

09. よくある質問

09. よくある質問

- 特設Webサイトにてよくあるご質問をご確認いただけます。また、その他FAQもPDFでダウンロードできますので、ご確認ください。https://www.kanko-jinzai.go.jp/#faq
 - 「1事業者あたり3施設を上限とする」という規定について、詳細を教えてください。 申請事業者が複数の宿泊施設を経営している場合、1事業者につき3施設まで申請することが可能です。複数の施設で申請する場合、各施設ごとに申請する必要があります。
 - ② 二次公募も予定しているとのことですが、一次公募・二次公募の両方に応募することは可能ですか。 1事業者3施設までであれば、一次公募・二次公募の両方に応募いただくことは可能です。ただし、応募が可能なのは 1施設につき1回のみです。
 - 他の補助金との併用は可能ですか。

同一の補助対象について、国費を財源とする他の補助金等を併用することは認められません。ただし、補助対象が明確に異なる場合は、他の補助金等を併用いただくことも可能です。詳しくは併用を検討している補助金事業等の実施者にご確認ください。

事業計画の採択によって、補助金の交付が決定しますか。

申請事業者が複数の宿泊施設を経営している場合、1事業者につき3施設まで申請することが可能です。複数の施設で申請する場合、各施設ごとに申請する必要があります。

宿泊業の人材不足対策・業務効率化に資する

設備・サービスの導入を支援します

ご質問等ある際は特設Webサイト<u>https://kanko-jinzai.go.jp/</u>のお問い合わせフォームよりお問い合わせいただけます。

観光地・観光産業における人材不足対策事業事務局

Tel: 0570-088015

受付時間:09:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

※公募要領および特設Webサイト内の掲載情報をご確認の上 ご不明点があればお問い合わせください

※回答にはお時間がかかる場合がありますので、あらかじめ ご了承ください

